

風俗営業許可申請必要書類等（法人用）

5号営業（ゲームセンター）

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 許可申請書（2枚組）	1	別記様式第1号
○ 営業の方法を記載した書類（2枚組）	1	別記様式第2号
○ 営業所の使用について権原を有する書類	1	別紙参照
○ 営業所周围の略図	1	周囲100m程度が明らかになるもの
○ 営業所平面図	1	記載例参照
※ 用途地域の証明書等	1	市（区）役所、町役場等で入手可 一部の市は、インターネットで入手可
○ 誓約書（法人用）	1	役員全員の連署、別葉でも可
○ 定款	1	
○ 登記事項証明書	1	いわゆる商業登記簿
○ 住民票の写し	役員全員	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書	役員全員	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 誓約書（管理者用）	1	
○ 住民票の写し（管理者のもの）	1（※1）	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書（管理者のもの）	1（※1）	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 写真（管理者のもの）	2	※6
○ 申請手数料	24,000円	納入方法は申請時に確認してください。

※1 役員と管理者が同一の場合、住民票の写し・身分証明書は、それぞれ1通で構いません。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 通常、許可（不許可）の決定までは**55日前後**の期間を要します。

※4 住居地域や学校の周囲など、条例で定める**制限地域内の場合は、不許可**になりますので、充分確認をしてください。

※5 臨時風俗営業（3月以内の期間を限って営むもの）は、手数料額が異なります。

※6 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その背面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

別紙

○ 営業所の使用について権原を有する書類

① 申請者に営業所の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

② 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

○ 建築基準法により、風俗営業が出来ない地域もありますので、市（区）町の建築課等にも併せて確認をしてください。

○ また、雑居ビル火災等の防止の観点から一定の場合は、消防・建築行政機関に風俗営業許可申請がされたことを通知しております。

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	

許 可 申 請 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。

広島県公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 氏名又は名称	-----		
住 所	〒 () () 局 番		
(ふりがな) 営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 () () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業		
(ふりがな) 管理者の氏名	-----		
管理者の住所	〒 () () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員 の氏名	法人にあつては、その役員 の住所		
代表者	-----		

滅失により廃止 した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
	営業所の名称 及び所在地		

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)						
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数		室	営業所の床面積	㎡	
	客室の		各客室の	㎡	㎡	
	総床面積	㎡	床面積	㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	営業に係る遊技設備	法第2条第1項第5号の	区	テーブル型	その他の型	計
			スロットマシン等	台	台	台
テレビゲーム機			台	台	台	
フリッパーゲーム機			台	台	台	
ルーレット台等			台	台	台	
その他の遊技設備			台	台	台	
計			台	台	台	
その他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2（C）（法第2条第1項第5号の営業）	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(役員用)

誓 約 書

私共は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

法人名

役員

役員

役員

役員

(管理者用)

誓 約 書

- 1 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 私は、風俗営業の営業所の管理者として、その業務を誠実に行うことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

店名

氏名